

入善土地改良区だより

広報 No.19

令和2年9月発行
入善土地改良区



役員による用排水路危険個所の巡検
(6月18日飯野地区)

「線状降水帯」という言葉が定着した長い梅雨の後、厳しい残暑を経て、収穫の季節となりました。今年も異常気象の下、農作業にもご苦労が多かったことと推察致します。特に、「新型コロナウイルス感染症」という未曾有の危機の中、注意すべき点多々あったと伺っております。未だ、「新型コロナウイルス」の脅威は、日本全体に、大きなダメージを与え続けており、完全に収束する見通しもなく、数多くの事業が中止・縮小となり、農業分野での生産・販売にも大きく影響しています。「ウィズコロナ」の言葉が示すように、引き続き混乱は続くと想定し、事業展開を図る必要があります。国の予算編成も、従来は、八月末に各省庁の新年度予算の概算要求が締め切られ、9月より財務省の査定が始まっていましたが、今年は、概算要求の提出が、1カ月遅れるだけでなく、不確定要素として、「新型コロナウイルス対応の補正予算」、「大幅な景気の減退」、「予測されるリーマンショック以上の財源不足・歳入欠陥」等の不透明な環境となる模様です。しかしながら、町内での生産基盤の向上を図るための、県営土地改良事業の継続・新規採択、小水力発電による売電収益による土地改良事業もスタート致しました。先人が、自然環境を克服し、築き上げ、後世に伝えるべき美しく、豊かな穀倉地帯の整備に引き続き、取り組んで参りますので、組合員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

理事長 上田 英俊

入善土地改良区の概要

住 所：〒939-0642 入善町上野 798-1
電 話：0765-72-2221
設立年月日 平成 14 年 4 月 1 日
受 益 面 積 3,624.6ha
組 合 員 数 3,694 名
令和2年度予算 180,337 千円

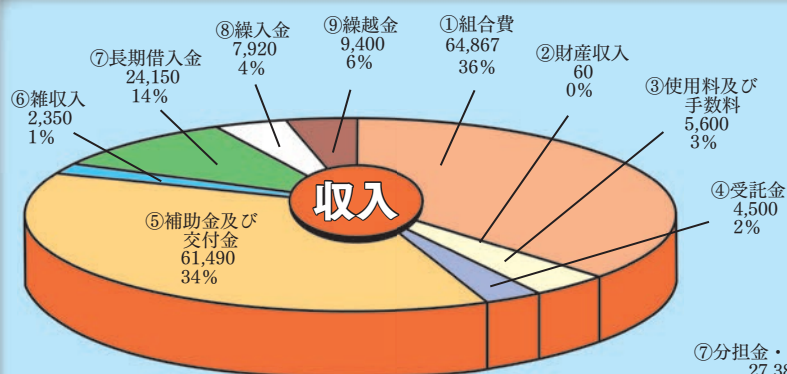


通常総代会

令和2年3月14日、第19回通常総代会を開催

○令和元年度予算の補正

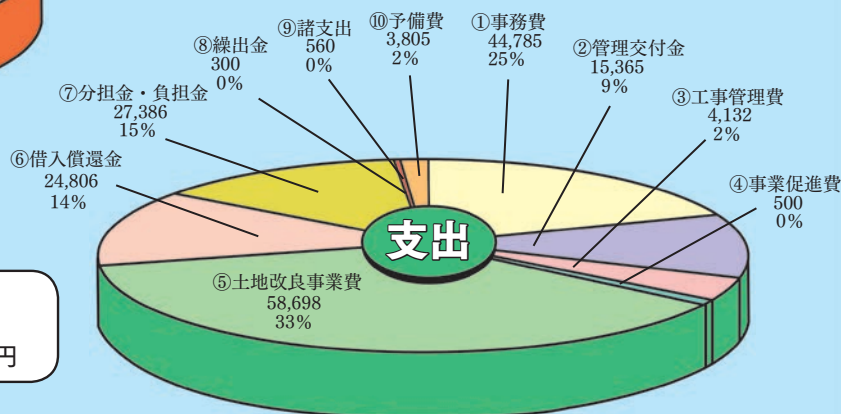
○令和2年度事業計画及び予算の決定



収入合計
180,337千円

支出合計
180,337千円

令和2年度 当初 一般会計収支予算



単位：千円

※予算編成時の繰越金は決算見込み



令和2年度 事業計画

県営農地整備事業

[入善北部地区]

水路改修

1 式

130,000千円

[上田地区]

測量設計

1 式

80,000 千円

農業経営高度化支援事業

[入善北部地区]

事業推進事務費

1 式

300千円

[上田地区]

事業推進事務費

1 式

100千円

国営造成施設管理体制整備促進事業

[黒部川沿岸地区]

多面的経費

1 式

2,000千円

高度化経費

1 式

2,268千円

土地改良施設維持管理適正化事業

[上原・青木地区]

安全柵改修

1 式など

6,600 千円

県単独農業農村整備事業

[小杉・新屋・野中地区]

水路補修

70mなど

6,400 千円

その他 地区内の土地改良事業によって造成された施設の維持管理を実施



財務状況 R2.5.31 現在

		預金高 円	預金先
一般会計	一般	2,153,736	北陸銀行入善支店 J Aみな穂中央支店
		8,385,069	
	計	10,538,805	

	預金高 円	預金先
特別会計	農地転用決済金	9,295,093
	役員退任慰勞積立金	722,193
	運営積立金	28,000,116
	備荒積立金	2,002,604
	地域用水環境整備事業	101,129,789
	計	141,149,795



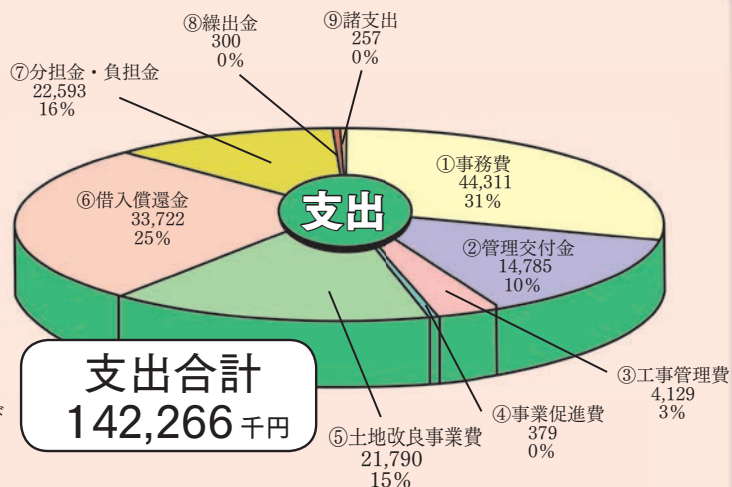
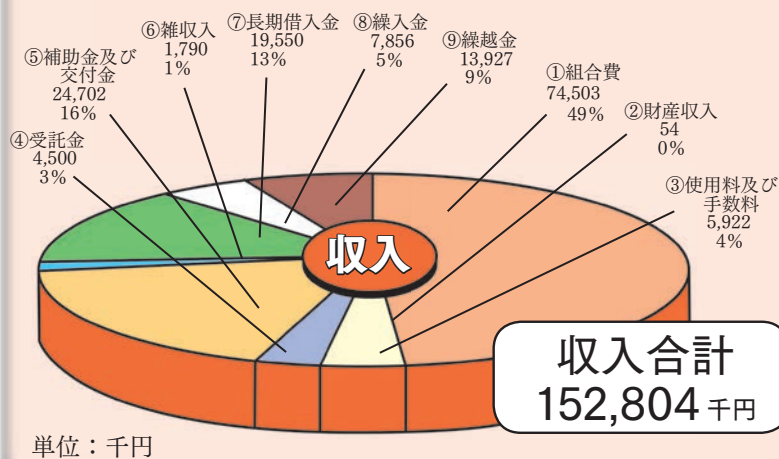
臨時総代会

令和2年7月11日、第21回臨時総代会を開催

○令和元年度の事業報告、収支決算を承認

○令和2年度予算の補正、定款等の一部変更を承認

令和元年度 一般会計収支決算



収入合計 152,804 千円
支出合計 142,266 千円
差引残高 10,538 千円
令和2年度へ繰越

農業用水路事故のない 安全な農業・農村を！

安全対策 3つの基本方針

1. ソフト対策の継続的かつ積極的な推進

～児童や高齢者等を意識した安全点検、安全啓発の幅広い展開～

- ①注意喚起の看板の設置
- ②広報・啓発活動
- ③農業・施設管理者向けの注意喚起
- ④ワークショップ等を通じた安全点検や危険箇所マップづくりの普及
- ⑤多面的機能支払活動組織等の活動を通じた安全対策の推進



県と防護柵設置に先立つ調査
(横山地内)

2. 効果的なハード・セミハード対策の実施

～事故リスク・優先度等に応じた転落防止柵や視認性向上対策等の推進～

- ①フェンス等の設置を通じた安全確保（優先度を考慮した対策の推進）
- ②暗渠化や蓋がけによる転落リスクの低減
- ③視認性向上を図る簡易整備を通じたヒューマンエラーの防止

3. 行政、関係団体や地域組織等の連携強化

～関係者間の連携による、ソフト・ハードの最適化（ベストミックス）～

- ①行政関係団体や地域組織の連携による、注意喚起を促す広報・啓発活動（ソフト対策）の徹底
- ②危険箇所を把握し、地域の事情やニーズに応じた、必要となる事故防止対策（ハード・セミハード対策）

農業用水路への

転落事故

に気をつけて!!



県内の転落死亡事故のうち

約8割は、65歳以上の高齢者です。

身近な末端水路でも事故が多く発生しています。



事故にあわないための5つの心がけ～地域のみなさまへ 5つのお願い～

1. 慣れた道でも、水路沿いは、安全確認！
2. 昼と夜では危険度違う、暗いところは特に注意！
3. 「自分は大丈夫」との意識を改め、余裕を持った行動を！
4. 家庭内でのコミュニケーション、高齢者・子どもたちへの声かけを！
5. 一人での水管理や農作業、極力避ける、周囲からの声かけで！

守ろう地域の農業用水



農業用水は田畑を潤すだけでなく、防火用水・消流雪水・生態系の保全など多くの役割を持っています。

施設を管理している土地改良区の活動に、ご協力をお願い致します。

お願い

用排水路へゴミを捨てないでください。

包装用ポリ・ビニール、発泡スチロール・あき缶、肥料の空袋等の投棄により水路機能（取水門等）が著しく阻害されます。安定した水量確保のため、きれいな川を守るため、皆さんのご協力をお願いします。

農業用水路はいつもきれいに、大切に!



こんな時、届出が必要です。

入善土地改良区まで
連絡願います。

組合員の資格変更

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等に変更されません。

1. 所有権や耕作権の移動（売買、賃借権、交換）
2. 死亡または生前贈与税等の名義変更
3. 農業者年金受給のため経営移譲
4. 住所の変更
5. 賦課金の振替口座の変更

農地転用 (公共用地に買収された時も届出が必要)

1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、農地転用決済金を納付していただきます。
2. 公共事業による農地買収の場合も

届出が必要です。
そのまましておきますと、賦課面積の変更は生じません。



土地改良施設の他目的使用の届出

土地改良施設（用排水路・農道等）を何らかの目的で使用する場合は『土地改良施設目的外使用承認申請書』を提出し、許可を得てから使用することになります。

1. 水路への蓋（橋）掛け
2. 工事に伴う水路敷使用
3. 工事に伴う管理道路使用
4. 電柱等の設置